

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報<平成23年12月15日(木)分>

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年12月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	低圧炉心スプレイポンプ点検用ホイストの油面計(窓)から僅かな油にじみを確認した。当該油面計を点検・修理。	
2	4号機	パー回転式取水口除塵装置(B)の点検時、本体フレームの排水案内板ガイドレールライナー(内側ゴム)の摩耗を確認した。当該ライナーを修理。	
3	その他	屋外放射線監視システムに平均風速(標高20m)のデータが表示されていないことを確認した。当該事象の原因を調査。なお、現場記録計では通常通り記録されている。	